

事業所ニュース

お問い合わせは所属または最寄りの支部まで



東京都新宿区北新宿1-8-16
東京土建一般労働組合
電話 03(5332)3971(代表)
FAX 03(5332)3972
発行人・編集人 吉川豊
年間購読料1800円(定価50円)
購読料は組合費のなかに含まれています



石綿作業主任者講習のご案内



現場に必ず1人の作業主任者が必要

石綿作業主任者は、労働安全衛生法に定められた作業主任者で、石綿作業の現場における事業者より現場に1人の資格取得者を置くことが定められている。建築物には、基本的には石綿を含有していることから、現場に1人の有資格者が必要。東京土建技術センターでは、石綿則の変更に伴い、石綿作業主任講習の開催を増加させてきました。

また、作業をする(現場に出る)人は全員、石綿特別教育の取得が必要です。



石綿作業主任者講習 日程

日時 12月14日(水)・15日(木)
会場 けんせつプラザ東京

締め切り日、
申し込み等は
支部へ

改修工事に関わる 石綿則の法改正について

2022年4月より法改正が行われ、

- ①延床面積80㎡以上
- ②請負金額100万円以上の建築物改修工事

において、石綿含有の有無を事前調査・報告が義務になっています。あわせて、2023年10月から有資格者による調査・報告が義務付けられました。

石綿含有建材は2006年9月に使用が禁止されるまで建物等に使用されており、該当する建物は石綿が含有しているという「みなし」として対応が必要になります。違反者には罰則も設けられています。

東京土建のアスベスト対策で 石綿健康障害を根絶しよう

2023年10月～必須資格

石綿含有建材調査者講習

東京土建で調査者資格が取得できる!

法令に対応するため、ほとんどのリフォーム工事の改修工事において調査者資格者による事前報告が必要になっていきます。調査の相場は数万円とされています。この講習は試験があります。予備知識として石綿作業主任者講習を修了している程度が必要です。高額な講習ということもあるため、先に作業主任を取得しましょう。

申込みについて

講習日と申し込みの期日、
受講要件は支部へご確認を。
9時半開始 18時終了
会場 けんせつプラザ5階
受講料 50,500円



働き方改革への対応せまる

東京労働局は2024年度に時間外労働の上限規制が建設業に適用されることを見据え、建設業の働き方改革を推進する施策を本格化させることを発表しました。「建設業は特殊な働き方」では済まされません。社会情勢が変わり、無理な働き方は摘発されます。法令に則した対応が求められます。

労働時間とは

労働時間とは使用者の指揮命令下におかれた時間のことをいいます。具体的には下記のような時間が労働時間にあたります。

労働時間にあたる場合	労働時間にあたらぬ場合
●始業前、終業後の片付け	●休憩時間
●手待ち時間	●お茶、タバコの時間
●会社が義務付けた朝礼、朝掃除等	●通勤時間

「法定」と「所定」の違い

法定とは法律で定められていること、所定とは会社ごとに定められていることをいいます。一般的に「残業」とは、会社の所定労働時間を超えて働くことを言いますが、今回の上限規制は必ずしも会社の残業時間とイコールとはいえません。労働時間・休日に関する原則に記載した①36協定の締結・届出②割増賃金の支払いは、法定労働時間および法定休日を超えた場合を言います。例えば、会社の所定労働時間が9時から17時、休憩1時間の会社であれば、この会社の所定労働時間は7時間となり、18時まで残業をしたとしても、この範囲内であれば、36協定の提出も割増賃金の支払いも不要となります。まずは、自社の労働時間をしっかり把握しましょう。

割増賃金とは

法定労働時間を超えて働いた場合、割増賃金の支払いが必要になります。割増率は法律で決まっています。

	割増賃金
法定労働時間(1日8時間・1週間40時間)	25%以上
法定休日(原則週1日)	35%以上
深夜時間(22時~5時)	25%以上

土曜日勤務、日給はどうなる?!

これまで、建設業界の働き方で慣習化している「土曜日」の働き方はどうなるのでしょうか。法定労働時間の取り決めにより、1週間の労働時間は40時間となります。それを超えたものは残業として、36協定の届け出が必須です。

残業代を払わずに週40時間を超えて、土曜日も働くのであれば別日に休みが必要になります。労働者一人ひとりの労働時間の管理が必要になります。

また、日給も暗黙の取り決めで現場が早く終わっても遅く終わっても「この日給(金額)でお願い」、という働き方の考え方は見直す必要があります。労働の開始・終了時間を把握し、労働時間に当たらない「休憩時間」も曖昧にせず、取り決めることで1週間・1か月の労働時間の把握が必要なためです。そのことで労働者の休日を確保します。

建設業界は「工期」があり、「気候」によっては仕事が出来ない、という実態がある中で慣習が出来てしまい、今回の法令とは相反する部分が出てくることは否めません。事業所によってはそれまでの就業規則なども見直す必要が出てくるかもしれません。支部での相談もすすめながら、事業所の実態と法令のすり合わせは今すぐにも始めましょう。

社会保険の適用拡大

企業規模要件の拡大

2022年10月から、従業員が常時101人以上の事業所は、「特定適用事業所」となり、アルバイト等の短時間労働者の適用要件が通常の労働者の3/4未満の労働時間・労働日数の場合でも、一定の要件を満たしていれば社会保険(健康保険・厚生年金保険)の適用となりました。2024年10月から、従業員が常時51人以上の事業所も「特定適用事業所」となります。適用に関しては支部へご相談ください。

大好評の事業所セミナー

今年度の本部事業所対策委員会では、「働き方改革の対応せまる!!」をテーマに連続セミナーを6~8月に3回連続で行い、のべで105者が参加し、社労士ネットより社会保険労務士の高田聡史氏が講演を行いました。



高田聡史氏

セミナーの中では36協定でよくある質問や具体事例などを紹介しながら、事業主として法令に反しない対応はどのようなことが考えられるか、といった内容が中心になりました。今回の法令では、「労働時間管理」「賃金の取り決め」が建設業界の「今までの働き方の慣習」の

実態と乖離することが大きな課題です。

参加者からは、とてもわかりやすく説明してくださったので、理解しやすかった。会社としての社員の労働時間の管理、従業員への説明と理解、細かく取り決めること記録を残すことが必要と思った。他社の取り組みや考え等が聞けて参考になった。との声をいただきました。

参加した支部からは、支部でも働き方改革に向けた相談体制を強化が必要と考え、事業所セミナーを開催することを計画したいとの相談が複数ありました。

次回、後期の事業所セミナーは、①11月22日(火) ②1月26日(木) ③2月22日(水)を予定しています。内容や時間などが決まり次第、後日お知らせしていきます。